

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-120
許認可等の種類	事業の造成敷地等の所有権等の移転等の承認			
根拠法令条例等・条項	流通業務市街地の整備に関する法律第38条第1項			
許認可等の概要	工事完了の公告の翌日から起算して10年間は、造成敷地、施設等に関する所有権等の権利の設定又は移転については当事者が知事の承認を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	(審査基準) 未設定 理由 処分の先例がなく、法の定め以上に具体化するのが困難である。			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	・20日間			
期間の制定根拠				